



市有地売却

平和を祈り 黙祷を捧げましょう

広島市と長崎市に原爆が投下された日と終戦の日には、市役所と土崎・秋田南・河辺の各消防署で左記の時間に1分間サイレンを鳴らします。原爆死没者や戦没者のかたがたのご冥福と恒久平和を祈り、黙祷を捧げましょう。

- 広島** 8月6日(火)午前8時15分
- 長崎** 8月9日(金)午前11時2分
- 終戦** 8月15日(木)正午

市有地を売却します

市有地を一般競争入札により売却します。入札の申込方法など詳しくは、上のコードか市ホームページからご覧ください。

- ◆**広報ID番号** 1016422
- 土地の所在** 御所野地蔵田五丁目1番6 面積 315・90㎡
- 最低入札価格** 935万1千円
- 入札日時** 9月6日(金)午前10時～(受け付けは9時～9時50分)
- 入札会場** 市役所6階会議室6-A
- 入札保証金** 入札額の100分の5以上
- 問い合わせ** 財産管理活用課

☎(888)5439

不妊治療、不育症検査の費用を助成します

「特定不妊治療」「不育症検査」は、治療・検査が終了した段階で、「一般不妊治療」は上限額に達した段階でお早めに申請してください。各助成について詳しくは、市ホームページをご確認ください。

- 問い合わせ** 子ども健康課 ☎(883)1172
- ◆**特定不妊治療費の助成**

特定不妊治療を受けた場合の医療費の自己負担分の一部を助成します。また、令和5年4月1日以降に治療を開始した先進医療や保険外診療(自由診療)についても一部を助成します。

- ◆**広報ID番号** 1005908
- 【**対象**】

治療中から申請時まで秋田市内に住所がある夫婦(事実婚を含む)で、治療期間初日の妻の年齢が42歳以下のかた

- 【**対象となる治療**】
- ① 保険診療(体外受精、顕微授精など)
- ② 保険外診療(保険適用の上限回数を超えて行う①と同様の治療)
- ③ 先進医療(実施機関として承認されている医療機関で実施した、国が定める先進医療)

- ④ 自由診療(保険適用外の医療技術を実施することで保険外診療となる治療)
- 【**助成上限額**】
- ① 上限9万円(一部治療は3万円)、
- ②・④ 上限30万円(一部治療は10万円)、③ 上限10万円(※)

※保険診療の総医療費との合計による助成上限額の要件を撤廃しました。令和5年度中に先進医療と併用した1回の治療が終了している場合は、経過措置として12月27日(金)まで申請を受け付けます。

- 【**助成回数**】
- 初めて治療を受けたときの治療期間初日の妻の年齢が39歳以下の場合には1子ごとに9回(うち②は上限3回)、40歳以上42歳以下の場合には1子ごとに3回(①に限る)
- *③・④は年度内各1回まで。
- ◆**一般不妊治療費の助成**

一般不妊治療(人工授精など)を受けた場合の治療費を助成します。年度単位で、4月1日から翌年3月31日までに受診した際にかかった費用1年分をまとめて1回で申請してください。

- ◆**広報ID番号** 1005911
- 対象** 秋田市内に住所がある夫婦(事実婚を含む)
- 助成上限額と期間** 1年度あたり5万円、通算2年間(10万円)

不育症検査費の助成

先進医療として告示された不育症検査費用の一部を助成します。

- ◆**広報ID番号** 1029500
- 対象** 秋田市内に住所があるかた。
- 今年4月1日以降に受けた検査の際にかかった費用
- 助成上限額** 1回の検査費用の7割(上限6万円)

屋外広告物講習会

講習修了者は、屋外広告業の登録の際、業務主任者になることができます。詳しくは県ホームページをご覧ください。



<https://www.pref.akita.lg.jp/pages/archive/17820>

- 日時** 9月26日(木)午前10時15分～午後5時30分、27日(金)午前10時～午後5時30分
- 会場** カレッジプラザ大講義室(明徳館ビル2階)
- 手数料** 4千円 **定員** 25人
- 申し込み** 県ホームページから申込書をダウンロードし、8月5日(月)から30日(金)まで秋田地域振興局用地課(秋田地方総合庁舎3階へ)郵送可。
- 問い合わせ** 県都市計画課 ☎(860)2441

296,839人(-206)・・・男▶140,304人(-117) 女▶156,535人(-89)

1年前の人口▶300,602人

6月分・・・出生▶89人 死亡▶295人 転入▶405人 転出▶405人

世帯数▶138,904(+16)

8月は飲酒運転追放 県民運動強調期間です

「短い距離だから」「自分なら大丈夫」などと安易に考えず、飲酒をしたら、車や自転車などを運転しての移動は絶対にやめましょう。



また、飲酒後は仮眠をとった場合でもアルコールが体内に残っている可能性があります。アルコールチェッカーなどでの確認や、車の運転を控えるなど、飲酒運転をしないための工夫をしましょう。

● 問い合わせ

交通政策課 ☎(888)5766

お盆のお供え物は 8月16日(金)午前9時 までに指定の場所へ

今年はお盆による被害を防止するため、食品類のお供え物は出さないようご協力をお願いします

お盆のお供え物は川などへ流さずに、8月16日午前6時〜9時に、透明な袋に入れて指定場所へお出しください。新聞紙にくるんだだけのもや紙袋に入れただけのもは破れ、飛散しますので、必ず透明な袋に入れてください。指定場所にはむしろを敷いてい

ます。それ以外の場所へは絶対に置かないようお願いいたします。

● 問い合わせ

環境都市推進課 ☎(888)5709

川筋ごと・地区ごとの指定場所

〔秋田地域(旧秋田市)の指定場所〕

- ◆ 旭川筋：堂ノ下橋、水源地跡地入口橋、山内橋、藤倉橋、松原橋、添川橋、新藤田橋、旭川橋、にこりかわはし、中島鉄橋、新中島橋、保戸野新橋、保戸野川反橋、鷹匠橋、とおりまちはし、一丁目橋、二丁目橋、三丁目橋、四丁目橋、五丁目橋、下新橋、刈穂橋、川口橋、旭橋、新旭橋、新川橋
- ◆ 秋田運河：勝平新橋
- ◆ 太平川筋：地主橋、仁部橋、三吉橋、館の越橋、本町橋、木曾石橋、八田橋、旧八田橋、松崎橋、広面一号橋、広面桜橋、桜大橋、横森橋、才八橋、百石橋、太平川橋
- ◆ 猿田川筋：御茶屋橋、猿田川橋、御鷹野橋、下水道汚水中継ポンプ場橋(左右)、開橋、開中道一号橋、開中道二号橋
- ◆ 草生津川筋：外旭川新橋、八柳橋、向山橋、草生津川橋、高野橋、三千刈橋、三本橋、イサノ橋、大道東橋、やばせ橋、面影橋
- ◆ 雄物川筋：秋田大橋、雄物新橋、秋田南大橋

◆ 新屋地区：秋田西中学校前新屋排水路

◆ 仁井田地区：猿田川端橋、庚塚橋、福島橋、目長田古川橋、下久保古川橋、下久保新橋、御野場新橋、新中島橋

◆ 金足地区：黒川橋、片田中橋、福田橋、吉田多目的研修センター前、新高岡橋、浦山ふれあい広場入口、堀内橋、旧岩瀬橋

◆ 飯島地区：飯田街道(西袋ポプラ団地入口排水路橋)

◆ 飯島地区：飯田街道(西袋ポプラ団地入口排水路橋)

◆ 飯島地区：飯田街道(西袋ポプラ団地入口排水路橋)

◆ 飯島地区：飯田街道(西袋ポプラ団地入口排水路橋)

◆ 飯島地区：飯田街道(西袋ポプラ団地入口排水路橋)

◆ 飯島地区：飯田街道(西袋ポプラ団地入口排水路橋)

◆ 飯島地区：飯田街道(西袋ポプラ団地入口排水路橋)

◆ 飯島地区：飯田街道(西袋ポプラ団地入口排水路橋)

◆ 飯島地区：飯田街道(西袋ポプラ団地入口排水路橋)

◆ 飯島地区：飯田街道(西袋ポプラ団地入口排水路橋)

◆ 飯島地区：飯田街道(西袋ポプラ団地入口排水路橋)

◆ 飯島地区：飯田街道(西袋ポプラ団地入口排水路橋)

◆ 飯島地区：飯田街道(西袋ポプラ団地入口排水路橋)

◆ 飯島地区：飯田街道(西袋ポプラ団地入口排水路橋)

◆ 飯島地区：飯田街道(西袋ポプラ団地入口排水路橋)

◆ 飯島地区：飯田街道(西袋ポプラ団地入口排水路橋)

◆ 飯島地区：飯田街道(西袋ポプラ団地入口排水路橋)

◆ 飯島地区：飯田街道(西袋ポプラ団地入口排水路橋)

◆ 飯島地区：飯田街道(西袋ポプラ団地入口排水路橋)

◆ 飯島地区：飯田街道(西袋ポプラ団地入口排水路橋)

◆ 飯島地区：飯田街道(西袋ポプラ団地入口排水路橋)

◆ 飯島地区：飯田街道(西袋ポプラ団地入口排水路橋)

◆ 飯島地区：飯田街道(西袋ポプラ団地入口排水路橋)

◆ 飯島地区：飯田街道(西袋ポプラ団地入口排水路橋)

◆ 飯島地区：飯田街道(西袋ポプラ団地入口排水路橋)

◆ 飯島地区：飯田街道(西袋ポプラ団地入口排水路橋)

◆ 飯島地区：飯田街道(西袋ポプラ団地入口排水路橋)

◆ 飯島地区：飯田街道(西袋ポプラ団地入口排水路橋)

◆ 飯島地区：飯田街道(西袋ポプラ団地入口排水路橋)

◆ 飯島地区：飯田街道(西袋ポプラ団地入口排水路橋)

〔河辺地域の指定場所〕

◆ 三内川筋：砂子淵橋、わたのはし橋、飛沢橋(繫沢側)

◆ 岩見川筋：松沢橋(鶉養)、新川橋、東橋、台橋、野崎橋、岩見大橋、大沢橋、赤平橋、和田大橋(坂本)、式田橋、中の橋(戸島)、豊成橋

◆ 杉沢川筋：杉沢1号橋

◆ 神内川筋：奥出橋、神内橋

◆ 梵字川筋：畑ノ沢橋、河辺中学校橋、榊表橋、菜莢野橋

◆ 雄物川筋：新波橋、中川橋、水沢橋、黒瀬橋

◆ 岩見川筋：本田橋、芝野橋

◆ 雄和地区：新不動橋、白山橋、繫橋、銅屋橋、相川橋、平尾鳥橋

◆ 沖村地区：沖村2号橋

カメムシによる 斑点米被害の防止を

雑草が多い水田内外では、斑点米の原因となるカメムシが多発します。被害防止のための雑草管理と適期防除を徹底しましょう。

水田内のホタルイとノビエの防除が重要です

出穂期10日後ごろの薬剤散布とその後7日以内の畦畔の草刈りを

出穂期24日後ごろに2回目の薬剤防除を実施しましょう

● 問い合わせ

農業農村振興課 ☎(888)5735